

群馬県通正化通信 NO. 147(令和2年11月号)

「休息期間の例外（分割休息）」について

巡回指導時等において、拘束時間（最大拘束時間は16時間（15時間超えは週2回以内））の大幅な超過が見受けられ、運行記録計（デジタコ、チャート紙）等を確認してみると、拘束時間の中間に4時間以上の休憩時間が見受けられるケースがあります。

分割休息する場合の前提としては、分割休息する場合は事前に運転者に指示を出す必要があります。また、勤務終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合について、活用できますので、その場合は以下の内容を参考にして下さい。

◆休息期間は分割できる

休息期間は連続8時間以上が原則とされていますが、トラックの仕事ではそのとおりにできない場合もあります。たとえば、長距離運行の場合、交通渋滞や荷主の都合などにより計画どおり休息できないことも考えられます。そこで、このような場合でも、4時間以上のまとまった時間を仕事から完全に自由になることができるのであれば、休息期間として認めることとされているのです。

これを「分割休息」といいます。ただし、休息期間を分けること（分割休息）は、連続8時間に比べると、疲れをとったり睡眠をとったりするのには必ずしも十分な時間とはいえません。そこで、分割休息の場合には、始業から24時間以内に1回が4時間以上で、かつ合計が10時間以上でなければ認められないことになっています。

◆分割する場合は、始業から24時間以内に1回4時間以上、合計10時間以上必要

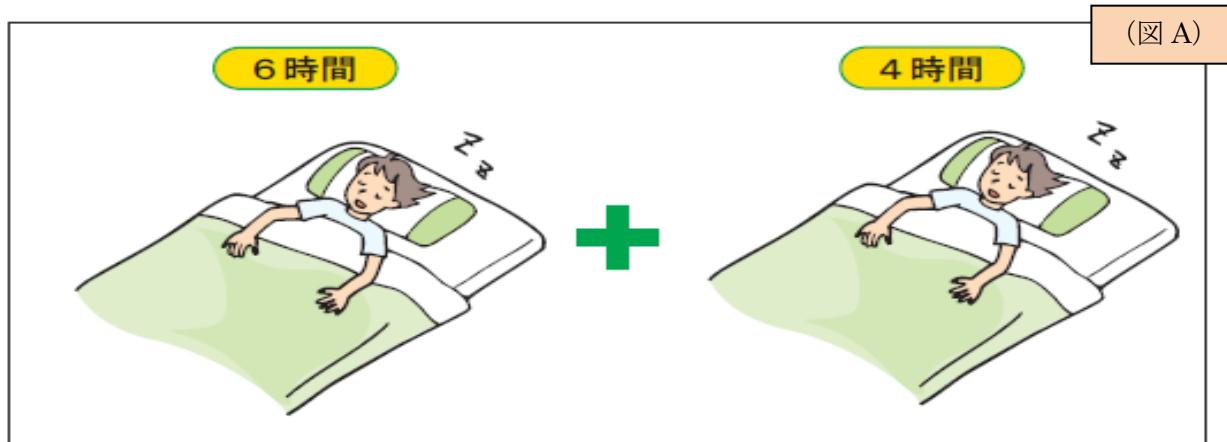
たとえば、①4時間の休息と6時間の休息で合計10時間の休息、②5時間と5時間で10時間の休息がこれになります。

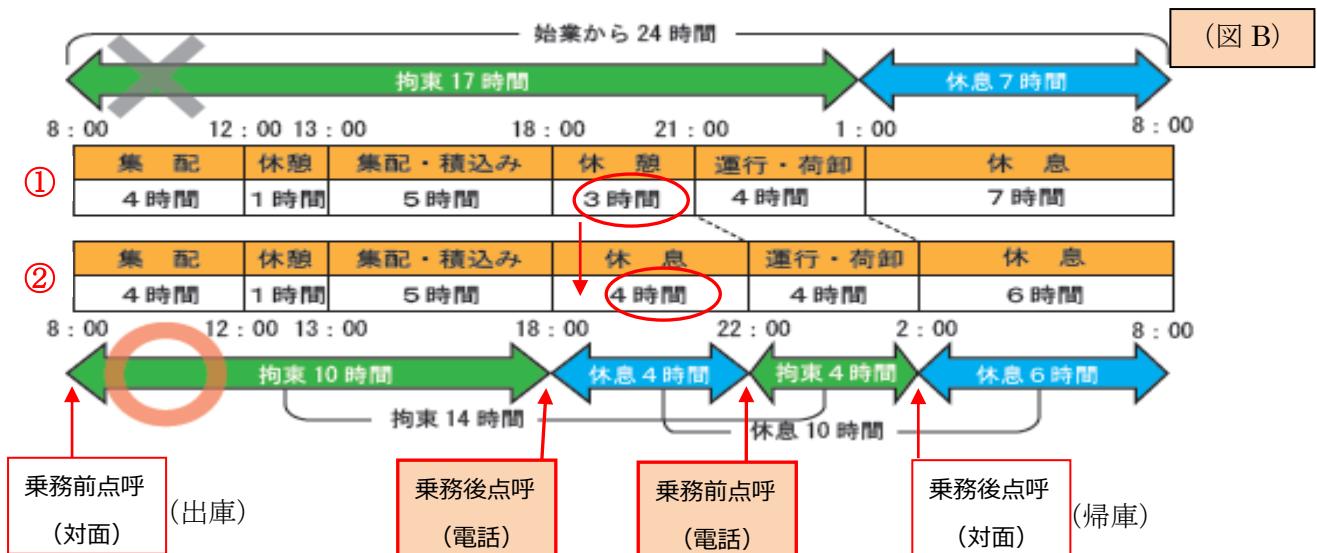
ただし、最低4時間ということですから、次頁の図Bのとおり、3時間と7時間ではいけません。
この場合は3時間の休息は3時間の休憩となってしまい、結果、拘束時間が17時間となり16時間をオーバーしてしまいます。

このような場合には、3時間の休憩を1時間延ばして4時間の休息としたうえで、帰庫後の6時間の休息を取得することで拘束時間が長くなるのを防ぐことができます。

◆分割休息の回数はなるべく少なくする

分割休息は、トラック運送の実情を踏まえた特別の取扱いであるため、なるべくその回数は少なくなるように努めなければなりません。そのため、「一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全ての勤務回数の2分の1」が分割休息で取り扱う限度とされています。





【操配（配車・運行計画）の工夫】

①の操配計画では、朝8時から深夜1時までの間に、休憩時間しかないと、全体が拘束時間となってしまい、その結果、17時間がすべて拘束時間となり、16時間までという拘束時間の制限を超えててしまいます。

また、休息は1時から8時までの7時間だけということになってしまいます。

②の操配計画では、①の 18 時から 21 時までの休憩時間の 3 時間を 1 時間延ばして 22 時までの 4 時間とし、休息期間の一部に変えました。その結果、運行終了も深夜 2 時にずれてくるので、翌朝 8 時の始業までには 6 時間の休息となります。そうすると、 $4+6=10$ 時間の休息期間がとれるため分割休憩として取り扱うことができます。拘束は 8 時から 18 時までの 10 時間と、22 時から深夜 2 時までの 4 時間との合計で 14 時間ですから、拘束時間の制限のなかに納まっています。

さらに、上記「図 B」の②の分割休憩を取得するような運行の場合、乗務開始（8時）及び乗務終了（2時）の2回の点呼実施でなく、前半の休息期間（18時～22時の4時間）取得前後に電話点呼の実施が必要になります。

※上記ケースの場合の点呼記録簿記載例としては、以下のとおり 2段書きの点呼簿となります。

乗務前点呼													乗務後点呼					
登録番号	点呼日時	点呼方法	眠疾不 ^足 ・ ^等 疲 ^労 状・ ^況 睡	アルコール 検知器の 使用有無	日常点検	指示事項	その他必要事項	執行者名	点呼日時	点呼方法	アルコール 検知器の 使用有無	自動車・道路 及び運行の状況	交替運転者に 対する通告	その他必要事項	執行者名			
													運転者名					
No.1234	10月27日	対面	○	有 無	○	連続運転 注意	歩行者 注意	群馬 花子	10月27日	対面	有 無	国〇道 片側交 互通行	特になし	十分な 休息取 得	適正 太郎			
赤城太郎	8:00	電話	○	有 無	○	車間距離の 十分な確保	自転車 注意	群馬 花子	18:00	電話	有 無							
No.1234	10月27日	対面	○	有 無	○	車間距離の 十分な確保	自転車 注意	群馬 花子	10月28日	対面	有 無	特になし	特になし	特になし	適正 太郎			
赤城太郎	22:00	電話	○	有 無	○				2:00	電話	有 無							

注：上記例については、日帰り運行時の分割休憩例を示しています。上記例のケースで1泊2日運行となった場合（各運行の前後点呼が共に電話となる場合）、中間点呼の実施、及び運行指示書の作成の義務が発生しますので、ご注意ください。

不明な点や質問事項は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。